## 東近江行政組合休日急患診療所薬事委員会に関する規則

平 成 3 年 1 1 月 1 5 日 滋賀中部地域行政事務組合規則第13号

改正 平成10年3月31日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、東近江行政組合休日急患診療所の設置等に関する条例(昭和52年中部地域消防組合条例第6号)第9条の規定に基づく東近江行政組合休日急患診療所薬事委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 医薬品の適正な使用及び管理に関すること。
  - (2) 医薬品の採用の可否及び医薬品の取扱いに関すること。
  - (3) その他薬事に関し、委員会が必要と認める事項

(委員会の定数及び任期)

- 第3条 委員会は、委員8人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから管理者が 委嘱する。
  - (1) 近江八幡及び八日市休日急患診療所(以下「両診療所」という。) 医療管理者 2名
  - (2) 両診療所医療管理者の推薦する医師2名
  - (3) 薬剤師会代表 2 名
  - (4) 委員会が必要と認めた者2名
- 2 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、両診療所医療管理者のうち、1名をあてる。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長に事故あるとき又は、委員長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(委員会の開催)

- 第5条 委員会は、委員長の招集により、年1回開催するものとする。ただし、必要 あるときは、臨時に開催することができる。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。 (庶務)
- 第6条 委員会の庶務は、救急医療事務局において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は委員会において別に定める。

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成10年3月31日規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。